

## 委託業務処理要領

後志合同庁舎排水設備清掃及び汚泥収集運搬処理業務については、この要領を定めるところにより処理するものとする。

### 1 排水設備清掃について

#### (1) 清掃対象設備

北海道後志合同庁舎 3階厨房内グリストラップ 160 リットル

#### (2) 清掃方法

槽内の汚水及び残留物質を排除のうえ、消毒消臭する。

#### (3) 実施時期

令和7年5月及び11月

### 2 廃棄物の収集運搬について

#### (1) 収集場所

北海道後志合同庁舎 マンホール（雨水）23個及び3階厨房内グリストラップ 160  
リットル

#### (2) 住所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

#### (3) 産業廃棄物の区分

無機性汚泥（マンホール（雨水））、有機性汚泥（グリストラップ）

#### (4) 実施時期

令和7年5月及び11月

### 3 廃棄物の処理について

適切な場所及び方法で処理すること。

### 4 作業報告について

受託者は、業務処理報告書を排水設備清掃業務終了後、30日以内に委託者に提出しなければならない。

また、汚泥収集運搬処理業務により処理した廃棄物に係る「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を委託者に業務終了後、30日以内に提出しなければならない。

### 5 その他要領等に定めのない事項については、委託者の指示を受けるものとする。